

個別規程 熊本モバイル フォー ビジネス
熊本モバイル株式会社

第1条 (種類)

熊本モバイル フォー ビジネスには、次の種類（以下この個別規程において「種類」といいます。）があります。

Dタイプ NTT ドコモが提供する SC-FDMA 方式、OFDMA 方式又は DS-CDMA 方式による伝送交換設備を用いた移動無線通信に係る通信網を利用するもの

Aタイプ KDDI が提供する SC-FDMA 方式又は OFDMA 方式による伝送交換設備を用いた移動無線通信に係る通信網を利用するもの

第2条 (品目)

熊本モバイル フォー ビジネスには、種類毎に、次の品目（以下この個別規程において「品目」といいます。）があります。

(1) Dタイプ

別紙1 (Dタイプ料金表) に定めるところにより、通信量に応じた課金を行うもの

(2) Aタイプ

別紙1 (Aタイプ料金表) に定めるところにより、通信量に応じた課金を行うもの

第3条 (回線種別)

熊本モバイル フォー ビジネスには、種類毎に、次の回線種別（以下この個別規程において「回線種別」といいます。）があります。

(1) Dタイプ

3G NTT ドコモの W-CDMA 網を利用するもの

LTE NTT ドコモの LTE 網及び W-CDMA 網を利用するもの

(2) Aタイプ

LTE KDDI の LTE 網及び W-CDMA 網を利用するもの

第4条 (最低利用期間)

熊本モバイル フォー ビジネスに係るインターネットサービス契約（以下「熊本モバイル フォー ビジネス契約」といいます。）においては、熊本モバイルサービス利用規約の規定に従います。

第5条 (サービスの提供区域)

熊本モバイル フォー ビジネスの提供区域は、NTT ドコモ又は KDDI が定める提供区域のうち当社が指定する提供区域とします。

第6条 (IPアドレスの特定)

熊本モバイル フォー ビジネスにおいて使用できる IP アドレスは、IPv4 アドレス及び IPv6 アドレスとします。

2 契約者が熊本モバイル フォー ビジネス契約において使用する IP アドレスは、当社が指定します。

3 契約者は、前項の IP アドレス以外の IP アドレスを使用して熊本モバイル フォー ビジネスを利用することはできません。

第7条 (利用資格)

熊本モバイル フォー ビジネスは、契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含まず。）である場合に限り利用することができます。

第8条 (利用条件)

契約者は、別途当社が認める場合を除き、自ら利用する目的において熊本モバイル フォー ビジネスを利用することができ、第三者に販売する目的で熊本モバイル フォー ビジネスを利用してはならないものとします。

2 契約者は、熊本モバイル フォー ビジネスを第三者に利用させる場合においては、契約者と当該第三者との間の契約を締結することにより行うものとします。

3 契約者は、前項の契約において、当社が定める契約約款等に抵触し、又は逸脱する規定を置かないものとします。

4 第2項の契約に関し、第三者から苦情及び問い合わせ等がある場合は、契約者の責任において受付、対応、及び解決をするものとします。

5 種類をDタイプとする熊本モバイル フォー ビジネスの移動無線通信網に接続する端末設備は、以下の各号に掲げるいずれかの端末設備である必要があり、契約者は、当社が端末設備に関する接続試験その他端末設備に関する確認を求めた場合は、その求めに応じるものとします。

(1) 当社が指定する端末設備又は法律により定められた技術基準への適合性を有する端末設備

(2) NTT ドコモとローミング協定を締結している日本国外の電気通信事業者に接続することを認められた端末設備

6 種類をAタイプとする熊本モバイル フォー ビジネスの移動無線通信網に接続する端末設備は、当社が指定する端末設備又は法律により定められた技術基準への適合性を有する端末設備である必要があります。契約者は、当社が端末設備に関する接続試験その他端末設備に関する確認を求めた場合は、その求めに応じるものとします。

7 熊本モバイル フォー ビジネスの移動無線通信網に接続する端末設備が、第5項又は

前項の条件を満たしている場合であっても、契約者は、当社、NTT ドコモ又は KDDI から当該端末設備に起因する混信等の防止の目的で協力を求められた場合には、これに従うものとし、また、NTT ドコモ又は KDDI は、当該混信等の除去を行うときがあり、それが熊本モバイル フォー ビジネスの利用に影響を及ぼす場合があります。

8 熊本モバイル フォー ビジネスにおいて音声通信役務を提供する場合は、契約者は携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用防止に関する法律（平成 17 年 31 号）の規定に基づく本人確認等、携帯音声通信役務を提供する者の義務を遵守するとともに、音声通信役務について当社が別途定める条件に従うものとし、

第 9 条（契約内容の変更）

契約者は、次の事項について、熊本モバイル フォー ビジネス契約の内容の変更を請求することができるものとし、

- (1) 種類（別紙 1 の 2-3.月額料金に定める SIM カードの機能が、音声通話機能である場合に限り、）
- (2) 回線数(回線数に比例する SIM カード数)
- (3) 追加チャージ量
- (4) SIM カードの機能（別紙 1 の 2-3.月額料金に定めるもの。）
- (5) SIM カードの形状（別紙 1 の 2-2.その他の料金に定めるもの。ただし、Dタイプに限り、）
- (6) 前 5 号に定める事項のほか、当社が指定する事項

第 10 条（オプションサービス）

当社は、当社所定の申込書又は電磁的方法により当社に対し申込があった場合において、オプションサービスを提供します。

2 熊本モバイル フォー ビジネスには、次のオプションがあります。

(1) 割引通話オプション

機能区分を音声通話機能とする SIM カード（以下、「音声通話機能付 SIM カード」といいます。）の利用において割引料金での通話機能を提供するものであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するもの

(2) モバイルオプション

他社が定める特定のサービスの利用手段（ライセンスキー等）を提供するサービス

3 オプションサービスの利用における最低利用期間はありませぬ。

4 オプションサービスの利用の停止の効力が生ずる日は、以下のとおりとします。

(1) 割引通話オプションの利用において、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到着した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の

効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日。

(2) モバイルオプションの利用において、契約者が電磁的方法で通知をした場合、契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日。

第 11 条 (機器の選定)

熊本モバイル フォー ビジネスにおける貸与機器 (SIM カード、その他当社が貸与機器として指定する物をいいます。以下この個別規程において同じとします。) は、契約回線数に応じて、又は契約者が指定できる種類等がある場合にはその種類等の中から、当社が選択して貸与するものとします。

第 12 条 (機器の管理)

契約者は、当社が貸与する貸与機器につき、次の事項を遵守するものとします。

- (1) 当社の承諾がある場合を除き、貸与機器の分解、損壊、ソフトウェアのリバースエンジニアリングその他貸与機器としての通常の用途以外の使用をしないこと
- (2) 当社の承諾がある場合を除き、貸与機器について、貸与、譲渡その他の処分をしないこと
- (3) 日本国外で貸与機器を使用する場合、輸出入に係る内外の法令を遵守すること。なお、当社は、貸与機器を日本国外で使用することの当否につき、一切の保証を行いません。
- (4) 貸与機器を善良な管理者の注意をもって管理すること

2 熊本モバイル フォー ビジネス契約が事由の如何を問わず終了した場合、その他貸与機器を利用しなくなった場合には、契約者は、遅滞なく貸与機器を当社に返還するものとします。

第 13 条 (故障が生じた場合の措置等)

契約者は、貸与機器に故障が生じたときは、可及的速やかに当社が定める方法によりその旨を当社に通知するとともに当該貸与機器を当社に返還するものとします。

2 前項の返還があったときは、当社は、代替貸与機器の送付を行います。

3 貸与機器の故障が契約者の責によるものである場合には、契約者は、当社に対し、別紙 1 の 2-2 に定める金額を支払うものとします。

第 14 条 (亡失品に関する措置)

契約者は、貸与機器を亡失した場合は可及的速やかに当社が定める方法により当社に通知するものとし、当社は、当該通知があったときは代替貸与機器の送付を行います。

2 当社は、亡失品 (第 12 条 (機器の管理) 第 2 項に定める返還がなかった場合の当該貸与機器を含みます。) の回復に要する費用について、事由の如何を問わず、亡失負担金として当社が発行する請求書により契約者に請求するものとし、契約者は、当社に対し亡失負担

金を支払うものとしします。

3 亡失品が発見された場合の取り扱いについては、以下のとおりとしします。

- (1) 契約者の責任において、法律に従って処分するものとしします。当社は、契約者が、当該亡失品を使用することについて一切の責任及び義務を負わないものとしします。
- (2) 当社に対して返還又は送付された場合であっても、当社に支払われた亡失負担金は返金しないものとしします。
- (3) 亡失品についても、契約者は、第 12 条（機器の管理）第 1 項各号に定める事項の遵守義務を免れるものではありません。

第 15 条（ソフトウェアの利用）

契約者は、熊本モバイル フォー ビジネスにおける通信を行う場合において、当社が提供するソフトウェアを利用することができるものとしします。

2 契約者は、前項の利用の場合において、別途当社が定めるソフトウェアに関する使用許諾条件を遵守するものとしします。

第 16 条（解除の効力が生ずる日）

熊本モバイル フォー ビジネスにおいて、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生ずる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生ずるものとしします。

第 17 条（料金）

契約者が、種類を D タイプとする熊本モバイル フォー ビジネスの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 1 のとおりとしします。

2 契約者が、種類を A タイプとする熊本モバイル フォー ビジネスの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 1 のとおりとしします。

3 前 2 項の場合において、初期費用の支払義務は熊本モバイル フォー ビジネスの申込を当社が承諾した時点で、月額料金の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点で、それぞれ発生するものとしします。

第 18 条（サービスの品質保証又は保証の限定）

熊本モバイル フォー ビジネスは、NTT ドコモ又は KDDI の移動無線通信に係る通信網において通信が著しく輻輳したとき、電波状況が著しく悪化した場合又はその他 NTT ドコモ又は KDDI の定めに基づき、通信の全部又は一部の接続ができない場合や接続中の通信が切断される場合があり、当社は、当該場合において契約者又は第三者に発生した損害に

ついて何ら責任を負うものではありません。

2 前項に定める事項のほか、熊本モバイル フォー ビジネスは、その通信の可用性、遅延時間その他通信の品質について保証するものではありません。

3 モバイルオプションは、他社が定める特定のサービスの利用手段（ライセンスキー等）を提供するものであり、当該特定サービスを提供するものではありません。当社は、当該特定サービスの利用上の不具合、障害、瑕疵その他の事項を含め、当該特定サービスの内容又は利用の結果について、一切の保証を行いません。

第 19 条（機能の制限）

契約者は、当社が指定する貸与機器以外の通信手段を用いた熊本モバイル フォー ビジネスの利用、及び熊本モバイル フォー ビジネスにおいて当社が指定するダイヤルアップ接続の接続先以外への接続による通信を行ってはならないものとします。

2 契約者は、熊本モバイル フォー ビジネスにおいて、貸与機器が音声通話機能付 SIM カードである場合を除き、貸与機器を、音声通話及び 64k データ通信（テレビ電話を含みます。）の用途に供してはならないものとします。

3 熊本モバイル フォー ビジネスにおいては、熊本モバイル フォー ビジネスの品質及び利用の公平性の確保を目的として、契約者の一定期間内の通信量が当社の定める基準を超過した場合において、当社が定める一定期間の間、契約者に事前に通知することなく通信速度を制限する場合があります。

第 20 条（報告）

当社は、契約者に対し、必要に応じ合理的な範囲で、熊本モバイル フォー ビジネスの利用の状況について報告を求めることができるものとします。この場合において、契約者は、速やかに当該報告を行うものとします。

附則

平成 29 年 3 月 1 日施行

この個別規定と料金表は、平成 29 年 3 月 1 日から実施します。

別紙1（料金表）

1.適用

この別表に記載する料金額は、消費税等相当額を抜いた金額です。かかる料金額に加算する消費税相当額は、本サービスのご利用時点の税率に基づき計算します。なお、コンテンツ料金、オプションサービス料金その他の料金につきましては、会員規約所定の料金表に定めるとおりとします。

2.料金額

2-1.初期費用（税抜）（Aタイプ、Dタイプ共通）

新規契約手数料 3,000 円

2-2.その他の料金（税抜）（Aタイプ、Dタイプ共通）

追加チャージ料※1 100MB 300 円

追加チャージ料 100MB（繰り越しなし） 150 円

SIM カード発行手数料※2 3,000 円（再発行、形状変更の場合を含む）

SIM カード損害金※3 2,000 円

MNP 転出手数料※4 3,000 円

解約手数料※5 （24 カ月一利用月数）×1000 円

ユニバーサルサービス料※6 月額 2 円

※1 追加チャージ料金は、お客様より申し出があった場合のみ発生します。

※2 SIM カード発行手数料は、SIM カードの新規発行、SIM カードの再発行や SIM カードのサイズの変更をされる場合に発生します。

※3 SIM カード損害金は、熊本モバイル解約後に SIM カードを定められた住所まで返却して頂けなかった場合、請求させていただきます。

※4 MNP 転出手数料は、熊本モバイルから MNP 転出される場合に発生します。

※5 通話 SIM プランの契約を、利用開始日の翌月から 24 カ月以内に解除した場合の費用です。利用開始日の属する月を 0 と起算します。

※6 ユニバーサルサービス料は SIM カード 1 枚ごとに発生します。

2-3 月額料金

2-3-1.シングルコース（Aタイプ、Dタイプ共通）

データ SIM プラン（税抜）

ライトプラン 熊本モバイルサービス利用規約に基づき別途契約者に示す金額

500MB 熊本モバイルサービス利用規約に基づき別途契約者に示す金額

1GB プラン 熊本モバイルサービス利用規約に基づき別途契約者に示す金額

2GB プラン 熊本モバイルサービス利用規約に基づき別途契約者に示す金額

3GB プラン	熊本モバイルサービス利用規約に基づき別途契約者に示す金額
4GB プラン	1,400 円/月
5GB プラン	熊本モバイルサービス利用規約に基づき別途契約者に示す金額
6GB プラン	熊本モバイルサービス利用規約に基づき別途契約者に示す金額
7GB プラン	熊本モバイルサービス利用規約に基づき別途契約者に示す金額
8GB プラン	熊本モバイルサービス利用規約に基づき別途契約者に示す金額
9GB プラン	熊本モバイルサービス利用規約に基づき別途契約者に示す金額
10GB プラン	熊本モバイルサービス利用規約に基づき別途契約者に示す金額
15GB プラン	熊本モバイルサービス利用規約に基づき別途契約者に示す金額
20GB プラン	熊本モバイルサービス利用規約に基づき別途契約者に示す金額
30GB プラン	熊本モバイルサービス利用規約に基づき別途契約者に示す金額
40GB プラン	熊本モバイルサービス利用規約に基づき別途契約者に示す金額
50GB プラン	熊本モバイルサービス利用規約に基づき別途契約者に示す金額

ただし、Aタイプは、SMS 機能がご利用になれます。

通話 SIM プラン（税抜）

ライトプラン	熊本モバイルサービス利用規約に基づき別途契約者に示す金額
500MB	熊本モバイルサービス利用規約に基づき別途契約者に示す金額
1GB プラン	熊本モバイルサービス利用規約に基づき別途契約者に示す金額
2GB プラン	熊本モバイルサービス利用規約に基づき別途契約者に示す金額
3GB プラン	熊本モバイルサービス利用規約に基づき別途契約者に示す金額
4GB プラン	2,100 円/月
5GB プラン	熊本モバイルサービス利用規約に基づき別途契約者に示す金額
6GB プラン	熊本モバイルサービス利用規約に基づき別途契約者に示す金額
7GB プラン	熊本モバイルサービス利用規約に基づき別途契約者に示す金額
8GB プラン	熊本モバイルサービス利用規約に基づき別途契約者に示す金額
9GB プラン	熊本モバイルサービス利用規約に基づき別途契約者に示す金額
10GB プラン	熊本モバイルサービス利用規約に基づき別途契約者に示す金額
15GB プラン	熊本モバイルサービス利用規約に基づき別途契約者に示す金額
20GB プラン	熊本モバイルサービス利用規約に基づき別途契約者に示す金額
30GB プラン	熊本モバイルサービス利用規約に基づき別途契約者に示す金額
40GB プラン	熊本モバイルサービス利用規約に基づき別途契約者に示す金額
50GB プラン	熊本モバイルサービス利用規約に基づき別途契約者に示す金額

2-3-2.シェアコース 月額基本料金（Aタイプ、Dタイプ共通）

月の基本高速データ量を複数の SIM カードで分け合えるコースです。SIM カードの上限枚数は、1 契約に 10 枚までです。データ SIM プランと音声 SIM プランを自由に組み合わせご利用できます。カード枚数によって、料金変動します。

データ SIM プラン（税抜）

10GB プラン	熊本モバイルサービス利用規約に基づき別途契約者に示す金額
15GB プラン	熊本モバイルサービス利用規約に基づき別途契約者に示す金額
20GB プラン	熊本モバイルサービス利用規約に基づき別途契約者に示す金額
30GB プラン	熊本モバイルサービス利用規約に基づき別途契約者に示す金額
40GB プラン	熊本モバイルサービス利用規約に基づき別途契約者に示す金額
50GB プラン	熊本モバイルサービス利用規約に基づき別途契約者に示す金額

ただし、Aタイプは、SMS 機能がご利用になれます。

通話 SIM プラン（税抜）

10GB プラン	熊本モバイルサービス利用規約に基づき別途契約者に示す金額
15GB プラン	熊本モバイルサービス利用規約に基づき別途契約者に示す金額
20GB プラン	熊本モバイルサービス利用規約に基づき別途契約者に示す金額
30GB プラン	熊本モバイルサービス利用規約に基づき別途契約者に示す金額
40GB プラン	熊本モバイルサービス利用規約に基づき別途契約者に示す金額
50GB プラン	熊本モバイルサービス利用規約に基づき別途契約者に示す金額

2-3-4. オプションサービス（税抜）

SMS オプション	熊本モバイルサービス利用規約に基づき別途契約者に示す金額 (Dタイプのみ適用)
セキュリティオプション	250 円/月 (Aタイプ、Dタイプ共通)

2-4.通話料/SMS 利用料金（税抜）

2-4-1 通話料金（国内）	30 秒あたり 20 円（Aタイプ、Dタイプ共通）
2-4-2 デジタル通信料金	30 秒あたり 36 円（Aタイプ、Dタイプ共通）
2-4-3 通話料金（国際）	

Dタイプ 回線

NTT ドコモが定める国際電話サービス契約約款において国際通話料として定められた金額（消費税は課税されません）

Aタイプ 回線

KDDI が定める au(LTE)通信サービス契約約款において定められた額（消費税は課

税されません)

2-4-4 国際ローミング料金

Dタイプ 回線

NTT ドコモが定める FOMA サービス契約約款及び Xi サービス契約約款において
国際アウトローミング利用料として定められた額と同額 (消費税は課税されません)

Aタイプ 回線

KDDI が定める au(LTE)通信サービス契約約款において定められた額と同額 (消費
税は課税されません)

2-4-5 音声オプション料金 (月額) (Aタイプ、Dタイプ共通)

留守番電話 300 円

割り込み電話着信 200 円

2-4-6 割引通話オプション (Aタイプ、Dタイプ共通)

通話パック料金と熊本電話シェア割りの重複契約は、できません。

(1)通話パック料金

通常に通話 SIM プランシングルコースに、通話パック料金を追加すると定額で通話の
ご利用ができます。

熊本モバイル 60 分通話パック

ひと月に 60 分まで通話

熊本モバイルサービス利用規約に基づき別途契約者に示す金額

熊本モバイル 80 分通話パック

ひと月に 80 分まで通話

熊本モバイルサービス利用規約に基づき別途契約者に示す金額

熊本モバイル 100 分通話パック

ひと月に 100 分まで通話

熊本モバイルサービス利用規約に基づき別途契約者に示す金額

熊本モバイル 120 分通話パック

ひと月に 120 分まで通話

熊本モバイルサービス利用規約に基づき別途契約者に示す金額

尚、各パックともご契約の時間を超過して通話された場合、20 円/30 秒で超過ご利用分
が課金されます。

また、ご利用の際には、熊本モバイル電話アプリのご利用が必要です。

(2)熊本電話シェア割り

通常の通話 SIM プランシングルコースまたはシェアコースに、シェア割り料金を追加すると定額で通話のご利用ができます。

熊本電話シェア割り 10

ご契約回線 2 回線から 10 回線で 1,300 分まで通話

熊本モバイルサービス利用規約に基づき別途契約者に示す金額

尚、ご契約の時間を超過して通話された場合、20 円/30 秒で超過ご利用分が課金されます。

また、ご利用の際には、熊本モバイル電話アプリのご利用が必要です。

2-4-7 SMS 送信料（国内）

Dタイプ 3～30 円/通

Aタイプ 3 円/通

2-4-8 SMS 送信料（国際）

Dタイプ 50～500 円/通

Aタイプ 150 円/通

2-4-9 SMS 送信料（国外）

Dタイプ 150 円/通

Aタイプ 150 円/通

2-4-10 SMS 受信料 無料（Aタイプ、Dタイプ共通）

SMS（Dタイプ）の1回あたり送信料金（送信通数）は送信文字数に応じて変わります。

SMS（Aタイプ）は、1通あたり、1～70文字（半角英数字のみの場合1～160文字）まで送信できます。

SMS オプションの場合、海外で送受信することはできません。

備考

- (1) 基本料金（月額）は、利用開始日から発生します。
- (2) 音声通話機能付 SIM カードの利用の終了に係る日の属する月の基本料金(月額) の額は、当該日が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、上記音声通話機能付 SIM カード 利用料の表中において料金の額として定める金額とします。
- (3) SMS 送信料金、通話料金（国内）、通話料金（国際）及び国際ローミング料金とは、SMS 送信、音声通話及び国際ローミングの利用に応じて、基本料金（月額）とは別に支払を要する料金として定めるものです。
- (4) 通話料金（国内）及び通話料金（国際）のうち、テレビ電話・64kb/s データ通信などのデジタル通信を利用した場合は、デジタル通信料金が適用されます。
- (5) 国際ローミング料金は、発信時及び着信時に発生します。

(6)音声通話機能付 SIM カードの利用の終了にかかわらず、SMS 機能及び音声通話機能の利用が可能な場合があります。当該機能の利用が確認された場合にあっては、当該削除日又は当該解除日がいつであるかにかかわらず、当該利用に係る料金を請求するものとします。

(7) 通話料金（国内）、通話料金（国際）は、基本料金（月額）より 1 ヶ月遅れて請求が行われるものとします。また、国際ローミング料金については、個々のローミング事業者の状況により、1 ヶ月以上遅れて請求が行われる場合があります。

(8) 電報サービスその他音声通話機能に付帯して NTT ドコモ及び KDDI が利用可能としている サービスを利用した場合、NTT ドコモが定める FOMA サービス契約約款及び Xi サービス契約約款、KDDI が定める au(LTE)通信サービス契約約款において定められた額と同額を請求するものとします。

(9) 音声オプション（留守番電話・割り込み電話着信）の利用は音声オプションの利用申込が必要です。音声オプション料金（月額）は利用開始日より料金が発生いたします。解約時は解約申し込み月まで満額請求するものとします。

(10) 割引通話オプション通話料金(国内)は、ユーザーが専用のプレフィックス番号をつけて発信した場合にのみ適用されます。

(11) 会話をするには十分ではない短時間通話を繰り返し行っている場合など、音声携帯通話の一般的な利用態様を逸脱した通話利用が確認された場合、当社は、当該利用者の発信を制限、又は、通話パックオプション、又は、熊本電話シェア割りの提供を停止する場合があります。